

## 議案第 20 号

### 狭山市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市心身障害者医療費支給条例（昭和 49 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号キ中「行う国民健康保険の被保険者である」を「区域内に住所を有するものとみなされる」に改め、同号ク中「第 55 条」の次に「及び第 55 条の 2」を加え、同項第 8 号中「が行う国民健康保険の被保険者である」を「の区域内に住所を有するものとみなされる」に改め、同項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

（10）高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の 2 の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により、本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

#### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、心身障害者医療費の支給対象者に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。